

## 第 19 回 大蔵省/NGO 定期協議議事録

日時：日時：2002 年 6 月 24 日（月）15:00-18:30

場所：財務省第 1 特別会議室

議題：

0.はじめに

- 1.世界銀行によるウガンダ、ブジュガリダムへの支援について
- 2.ヨハネスブルグ・サミットに向けて
- 3.世界銀行水政策について
- 4.ビルマ（ミャンマー）に対するアジア開発銀行の今後の計画について
- 5.アジア開発銀行のインスペクション政策に関して
- 5-1.政策改定に関する提言
- 5-2.サムット・プラカン汚水処理プロジェクト（タイ、ADB/JBIC）の理事会決定の進捗状況
- 5-3.スリランカ南部交通網開発事業（STDP）インスペクション政策および融資条件に関して
- 6.OECD の輸出信用部会における共通のガイドライン策定に向けての対応
- 7.フィリピン、サンロケダムプロジェクトに関して
- 8.その他

出席者（順不同、敬省略）：

財務省国際局：丸山（課長）、門間（企画官）、目黒（課長補佐）、小林（課長補佐）、日向（課長補佐）、  
齊内（IFC、MIGA、EBRD 担当）、川路（総括担当）、佐藤（ADB 担当）

開発金融課：山崎（課長）、前川

開発政策課：馬場（課長補佐）、川崎（JBIC 環境ガイドライン担当）

NGO：松本、神崎、波多江（以上、FoE-Japan）、中雄（IYF ジャパン）、景山（JEN）、江口（環境  
NGO アジア環境連帯）、高瀬（アフリカ日本協議会）、古沢（国学院大学）、大塚（途上国の債務と貧困  
ネットワーク）、小泉（日本紛争予防センター）、大橋、福田（以上、メコン・ウォッチ）、井草（山梨  
英和大学）、片山（ワールドビジョン・ジャパン）、石田、倉戸、杉田、初鹿野（以上、「環境・持続社  
会」研究センター）

配付資料：

財務省：

- ・ 国際開発金融機関の我が国信託基金を通じたアフガニスタン支援について（平成 14 年 6 月）
- ・ IDA の第 13 次増資（IDA13）について

NGO：

- ・ Demanding Accountability and Justice in Japanese ODA At the Workshop on Japanese ODA at the Indonesian Peoples' Forum (June 3, 2002)
- ・ WSSD 第 4 回準備会合（パリ） 日本の ODA に関するワークショップ報告書（メコン・ウォッチ/

ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラム)

- INTERVIEW: Asian Devt Bk To Mull Renewed Myanmar Funding, DowJones Newswires (May 9, 2002).
- Recommendations for a New Policy Framework, Dams and Development: A New Framework for Decision-making, the World Commission on Dams, 2001.
- Concern about ADB's Operations Manual (OM) for Private Sector Operations (JACSES)
- Loan No.1711-Sri (SF) Southern Transport Development Project (Sept. 10, 2001)
- Follow-up on the May 28, 2002 Briefing Meeting of the Working Party on Export Credits and Export Credit Guarantees (June 10, 2002)

## 0. はじめに

MoF 門間 :

こちらの準備をしっかりと、十分な議論をするためにも、一週間前にはみなさんから質問をいただきたい。

MoF 丸山 :

本題に入る前にひとつお話ししたい。これまでペットボトルで水をお出ししていたところ、前回の協議後それは環境にやさしくないというご指摘があった。このような形で出すのは今回で3回目であるが、そのように考えているならば、その初回におっしゃっていただきたかった。我々の中の議論では、ペットボトルはリサイクルできるはずであり、環境にやさしくなくはない、ということだったが、お申し出があったので、今回は改善策としてこちらでやかんに入れたお茶と紙コップを用意した。しかし、ペットボトルより紙コップのほうが環境に悪いのではという話もあるので、次回からは当方はやかんのお茶を用意するのでマイコップの持ち込みをお願いしたい。我々もそのようにする。もし持ち込みが無理ということであれば、お出しするのはやめる。

石田 :

ペットボトルについては私自身、本協議に出席し始めた時から問題を感じていた。前回インフォーマルな形でお伝えすることになり申し訳ない。

MoF 丸山 :

細かいことだが、役所で予算をとるのは大変なことであり、かつ、職員の労力も使って皆さんの机の上にキッチンとコップといっしょに並べるようにする等、我々は誠意を持ってそういう段取りを行っていたわけで、この後に及んで、このような問題提起をされたのが意外であり、残念でもあった。いずれにせよ、善意でさせていただいてきたことをご理解いただきたい。

石田 :

今後の対応については、次回の協議までに NGO 間で話し合いたい。

## 1. 世界銀行によるウガンダ、ブジュガリダムへの支援について

松本：

この件については小林さん（MoF）と何度か話し合いを重ねてきたが、パネルの報告書が出され、マネージメントの回答が出てからは初めてである。

このプロジェクトでは国際開発協会（IDA）と国際金融公社（IFC）が進めており、さらに輸出信用機関（ECA）が融資をし、その部分に対して多国間投資保証機関（MIGA）から保証が行われる。現在、保証を出すか否かが問題となっている。

また、インスペクション・パネルも進められており、5月30日に報告書が出た。そこでは、環境アセスメント、非自発的移住、情報公開、経済分析、自然保護の5つの政策に明らかに違反があったとされている。これに対して世銀がどのように対応するか、NGOは注目してきた。しかし、17日の理事会ではマネージメントの回答がそのまま承認されてしまい、NGOとしては非常に残念に思っている。ただ、翌日に予定されていた事業の承認は延期されているため、それまでに何かできることはないかとの観点から質問させていただきたい。

1点目は経済性と代替案の検討が十分ではないとの指摘に対し、マネージメントはMIGAの承認後調査を行うと回答しているということ。これでは遅すぎるのではないか。こういった調査は理事会の承認前に実施すべきではないか。

2点目はこのプロジェクトの経済性についてである。これは民間のプロジェクトで、ウガンダ政府が支払うことになっており、最終的にはウガンダ市民が負担することになると思う。しかし、電力料金の変更について、電力売買契約（PPA）が全く公開されていない。ウガンダ市民の間で経済的な議論をするためには、少なくともPPAがきちんと公開される必要がある。6月12日にウガンダのNGOが、少なくとも4ヶ月は議論の時間が欲しいと総裁に意見している。まず議論を可能にする適切な情報を公開していただきたい。

3点目としては、プロジェクト承認が延期されているが、日本政府、理事はどのように対応すべきだと考えているのかお聞きしたいということ。

4点目は、マネージメントが提出した変更が、パネルの報告で明らかに指摘されている政策違反を解決するための対応になっていないということ。このような決定についての責任はどこに所在するのか。独立しているものの、世銀の1セクションであるパネルの報告で批判がなされているにもかかわらず、マネージメントがそれに対して適切に対応していない。これでは責任が果たされていないのではないか。これについて、今後どのように対処していく必要があると考えるか。

最後に、アジア開発銀行（ADB）や国際協力銀行（JBIC）でも議論されていることだが、パネルの報告後にマネージメントからの回答がある、その後の対応をどのようにやっていくかが課題となっている。マネージメントの回答に対してどのようにフォローアップしていくのかお伺いしたい。

MoF 小林：

最初の質問について、パネルの報告では、代替案は地熱発電とされていたと思う。これは2003年に予定されている技術協力（TA）プロジェクトでカバーされる予定である。

マネージメントの回答について、今後きちんと実施するという回答だった。セカンド・ベストで認めざるを得ない。きちんと実施するよう検討はされている。

売買契約については民間との問題がある。どのように整理するか難しい問題の1つである。市民と議論する機会が設けられていないとのことだが、これまでのものが完全ではないとすると、事実関係を確認

しなければならない。

MIGA の案件については延期されている。今後どうなるかは、MIGA が出してきたものを見てから答えを出さざるを得ない。問題のある案件なので、しっかり見ていかななくてはならないと考えている。

マネージメントの決定についての責任は、しっかりやるしかないかなといったところである。第三者機関ではないので、IDA にしっかりやってもらうしかない。

ナイル川流域の環境アセスに関しては、きちんと住民参加を行っていく。ナイル川全域の国が関係してくることなので、プロセスへの住民の参加はポイントとなる。

MoF 丸山：

意見交換ということで、松本さんにお聞きしたい。売電契約に民間企業が関わっている場合、民間企業が認めなければ開示できないことは我々にはどうしようもない面もある。しかし、事務局に、地元でのコンサルテーションにおいて重要なコンポーネントをある程度確認できるとも聞いた。地元からの質問という形で何か確認できるのではないか。

松本：

聞いている限りでは、地元でのコンサルテーションで、PPA について聞けるという話はない。通常、PPA はあまり公開できるものではないことは承知している。とはいえ、これはプロジェクト自体に大きく関係していることである。PPA 自体でなくても、それに関係した経済的分析などについて公開していただくことはできないか。それは市民が議論する上で重要な資料である。このプロジェクトで初めて PPA の公開が大きな問題となっている。今後、民間のプロジェクトが増えれば、費用負担を強いられるのは市民である。これはサンロケダムでも同じである。民間の契約の問題ではなく、最終的に費用を負担する人たちへの配慮という観点から、またパネルの報告でも扱われていることから、今までの枠組みにとらわれない行動をお願いしたい。今後、民間セクターの電力開発事業が増加するだろうことから、公開しないという以外の対応も考える必要があるのではないか。

MoF 丸山：

事情は大変よくわかった。しかし、理事会が延期されたため、この問題をどのように扱い、理事室からどのように働きかけるかは難しいし、まだ決められない。

内容に問題があるということであれば、文書全体は無理でも、少なくとも重要部分の公開はしてもらいたい、というアプローチが考えられるのかもしれない。

松本：

確かにそれはあると思う。PPA はウガンダ政府に不利な条件となっており、NGO は PPA を見直す必要があると考えている。具体的な返答がなされないまま、MIGA の保証の承認が行われることは疑問である。

MoF 丸山：

理事会まであがってこないと我々としてはなかなかアクションを起こしづらい。ウガンダ政府に不利なら、ウガンダ政府に働きかけることはできないのか。

松本：

ウガンダに限らず、フィリピンでも、政府にとって不利な契約が実際には行われている。もちろん、市民の働きかけも必要だとは思う。しかし、もともと貧困削減を目指して経済を底上げするプロジェクトだったはずである。最終的に貧困削減につながらないならば、このプロジェクトは意味がないことになる。PPA のあり方をきちんと議論する必要があるのでは？

MoF 丸山：

お話は非常によくわかる。そのような疑問を持っているのは日本だけではなく、他の理事室でも同様の問題意識は持っているだろう。文書自体の公開は無理でも他の方法がないのか等、必要に応じてご相談しながら考えていきたい。事務局の動きをみながらしかるべき対応をしていく。

松本：

代替案についてだが、その代替案が良いのかが意思決定前に検討される必要がある。この点も検討していただきたい。

## 2. ヨハネスブルグ・サミットに向けて

大橋：

5 月末にインドネシアのバリで行われたヨハネスブルグ・サミットの準備会合に、メコン・ウォッチ、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、日本インドネシア NGO ネットワーク（JANNI）で参加した。そこでは、今後実施される協定について様々な議論が行われた。その中の 2 点について関心を持っている。

まず、戦略的環境アセスメント（SEA）についてである。インフォーマルに会議外で行われた日本政府と NGO との話し合いでは、日本政府は前向きではないようだった。SEA について、財務省の考えをお伺いしたい。

また、情報へのアクセスに関するパラグラフにおいて、多国間のガイドラインをつくらうという点についても、二国間関係を考慮する必要から日本政府は否定的であった。多国間のガイドラインがあったほうが、日本政府も他国に情報公開を求めやすいのではないか。この点についてはどうお考えか。

MoF 門間：

バリでは、議長ペーパーに関して早く合意に達し、政治文書等についても議論したかった。しかし、実施文書のプランケットがまだ相当残されている。

私もバリの会議には出席したものの、NGO との会合には参加できなかったので、具体的に何があったかは聞いていない。また、交渉団も 3 つくらいに分かれており、それぞれの状況や全体は把握できなかった。私自身がこのパラグラフを担当していたわけではないので、外務省に確認した。

SEA について、日本政府は明確なイメージを持っていない。環境影響評価（EIA）は環境に良いオプションを考えるものだが、これはそのオプションの出し方をもっと幅広くしたようなものではないかと考えている。しかし、どこまでが従来の EIA で、どこからが SEA なのか明確ではない。各国の現状に応じて、ということなら可能だが、それ以上は躊躇せざるを得ないというのが現状である。JBIC については、環境ガイドラインができ、住民参加を確保したうえでコンサルテーションをすべきだ、ということまでは明確となっている。これまでとの違いが明確化されれば進むと理解している。

情報公開について、日本政府は情報公開法を策定しており、積極的に情報公開に対応する方向である。JBIC の環境ガイドラインでも情報公開を行い、公開された文書をステーク・ホルダーにみていただき、さらに問題があればご指摘いただき、自分たちの政策に反映していくことになっていることを重視している。これは二国間で着実に実行していこうという動きである。

多国間のガイドラインについては、政府内でどのような方法が最も実効性を持ってできるか等を検討中である。多国間であっても、各国の理解が得られていなければ批准されなかったり、実行されなかったりする。途上国にも情報公開の重要性、つまり、情報を公開したほうが政策が実現されやすいことなどを理解してもらうことが、実は多国間でも二国間でも近道なのではないか。状況を見ながらきちんと対応していこうと考えている。この文書に関して、絶対だめだと思っているわけではない。

大橋：

情報公開に関する多国間のガイドラインについては、これからヨハネスブルグ・サミットに向けて検討するということが。

MoF 門間：

ヨハネスブルグ・サミットにおいて現実的にどのような文書ができるかを考えると、それは無理である。各国の理解が進むことが重要なので、ヨハネスブルグ・サミット後に進めばよいと思っている。

江口：

このような議論のベースを日本がイニシアティブをとってつくることはできないのか。環境政策においてそれは非常に重要なことだと思っている。財務省は環境政策の推進に、積極的な雰囲気づくりをしていただきたい。

MoF 門間：

財務省としては、非常に明確にこのような新しい考え方の必要性を感じている。これに関しては、各省とも日常的に議論しており、特に環境アセスメントにおける代替案の検討などは NGO 等とも議論している。どのような開発案件であっても代替案が重要だという理解は政府内にもあるし、意識も高まってきている。

SEA についてはいろいろな方から聞いており、抽象的なレベルでは理解できる。しかし、実際のところどの程度実施すれば、実施したことになるのかよくわからない。

環境に限らず、どのようなケースでも代替案を検討し、それと比較したうえで実施することは当然だと思っており、そういう点で躊躇していることはない。

松本：

情報公開は、意思決定に参加する際に非常に重要なことである。多国間での情報公開のガイドラインなど、国連でもしっかりと取り入れていただきたい。これによって各国が動くきっかけとなる。日本としても積極的に動いていただきたい。

MoF 門間：

いろいろ難しいものの、ECA などでも議論されている。議論をしていくうちに各国の意思が少しずつ変化してきており、議論は大切だと感じる。なぜ情報公開が重要なのかという基本的な議論を、1 国 1 国、個人個人で進めていくことが、結果的に多国間においても、2 国間においても、望ましい方向へ行くための近道ではないか。その意味で努力していきたい。

高橋：

ヨハネスブルグ・サミットは 10 年に 1 度のサミットなので、お祭りのように注目を集めており、節目として重要だ。

6 月末であるにもかかわらず、実施文書さえも合意が得られていない。議論は重要だとのことだが、各国が顔を合わせる機会もあまりないのではないか。残り 2 ヶ月となったが、どのようなスケジュールを考えているのか。また、財務省の役割はどのようなものか。

MoF 門間：

8 月 26 日から 9 月 3 日に向け、どのように進んでいくのかについては、バリの最終日にも各国で議論になった。具体的には、国連のビューロー（事務局）がなくなるため、メカニズムがなくなるという問題があった。そこで、南アフリカ共和国を中心にビューロー・メンバーが非公式に維持され、引き続き議論するメカニズムを考えようということになった。各国とも何らかの具体的な方法を考えようということだ。議論の機会としては、6 月 25 日にリオで開催されるリオの 10 年後に関するイベントがある。そこに主だった人たちが集まるので、そこで意見交換がなされるのではないか。また 8 月 26 日以前に予定より早く会議を始める、あるいは一週間前に非公式に行われるアフリカの会議で話し合うことになるだろう。

個人的には、現在の対立はかなり根深く、しかもかなり政治的なものであるため、準備会合を開いても解決は難しいのではないかという印象である。議論をしても無駄ということではないが、バリ島でも夜遅くまで議論をしていたが無理だった。これは哲学的なレベルまで遡る対立である。例えば、「共通ではあるが差異ある責任」について、先進国側として環境以外の分野にどこまで広げて解釈するか、などの問題である。ほかにも、途上国のガバナンスや資金の問題など、哲学的な議論があったため、一週間の会議では歩み寄りには難しかったと思っている。

財務省の役割としては、ヨハネスブルグ・サミットには様々なコンポーネントがあるうちの環境、開発、国際ガバナンスなど、様々なところで財務省と関係している。特に、地球環境のための資金メカニズムとして、地球環境ファシリティ（GEF）は私も評議員をしており、現在第 3 次増資を交渉中である。これはリオで抜本的に改組されたこともあり、特に話題となっている。財務省としてはここでリーダーシップをとっているつもりである。3 月のモンテレイでの開発のための資金会議も首脳会議だった。同じ年に何度も首脳会議が行われると、どこで何を目玉にするかという問題が出てくる。モンテレイを目玉にした国は、ヨハネスブルグ・サミットでは出した玉をいかに具体化するかという議論にしたいと思っているだろう。逆に途上国にしてみれば、モンテレイ以上のことがなければ参加する意味がないと考えているだろう。先程申し上げたような哲学的な議論のうえに、モンテレイの存在があり、ますます複雑になっていると感じる。

古沢：

カナダで来週 G8 サミットがあり、米国はアフリカ問題を目玉にしたいとのことだ。G8 はヨハネスブルグ・サミットとは別の流れだが、資金問題が大きな問題となる点では関連していると思う。日本としては、G8 についてどのように考えているのか。

MoF 門間：

カナダのカナナキスで開催されるサミットは首脳会合であるため、外務省の管轄である。従って、財務省は細かいところには関わっていない。アフリカを目玉にしたいというのは新聞でも報道されていた。主催国のカナダが行動計画をまとめたいと考えているが、まだ完全な形にはなっておらず、実際に集まって決めることになる。この行動計画は特にヨハネスブルグ・サミットに向けたものではないが、同じ年に行われるので、話題にはあがるだろうと考えている。

### 3. 世界銀行水政策について

石田：

現在、世銀が水資源セクター戦略 (WRSS) のドラフトを策定しており、そこでは、都市水道の民営化と大規模ダム開発が必要であり、そのための資金が必要であることが指摘されている。

この WRSS では、水道供給の民営化の具体的な便益が検討されていない。また民営化が貧困者に対して与える影響への配慮がなされていない。水は人間の生活にとって必要不可欠なもので、これなしで生きていけないものである。そのような水が民間セクターによって管理、運営されることに対して、様々な NGO から懸念の声があがっている。日本の理事は、水の民営化の方向性に対してどのような対応をとっているのか。

2 点目は世界ダム委員会 (WCD) 報告書に関してである。世銀は、WRSS においてこの報告書を反映すると言っている。実際、ドラフトにおいては WCD について何度か言及されている。しかし実際には、WCD の 7 つの提言などの優先課題が内容に反映されていない。また引用されていても、WCD 報告書の趣旨とは異なった不適切な引用がされている。より十分適切に反映していただきたい。

3 点目として、策定スケジュールをお伺いしたい。特に、そのプロセスにおいて、市民の意見が十分に反映されるよう時間をかけて行っていただくことをお願いしたい。

4 点目は WSSD に向け、世銀として "No Water No Future" というドラフトを作成している様だが、水政策に関しどのようなスケジュールを考えているのかお聞きしたいということである。

MoF 小林：

まず、WRSS のスケジュールについて。6 月 7 日までパブリック・コメントを募集するとのことだったが、まだ受け付けている。また、水セクターの局長であるジャミール氏が世銀の東京事務所に 7 月 4 日にくる。この機会に直接聞いたほうが良いのではないかと。また、理事会は秋に開くと聞いている。

民営化について、水は根本的な問題なので、ここを民営化する際に、料金を払えないといった問題はあられると思う。ドラフト段階で事務局がどのようにまとめていくかはよくわからないが、今後注視していかなければならないと考えている。一方、民間にはインフラの資金需要があり、75~180 億ドル必要とドラフトにある。水だけでなく、途上国のエネルギー問題などとの関連も含めて考える必要がある。後は、民間からお金を出さないと公的などからできない、効率性の問題、公と民とどちらがやるのがいいのか、というのは出てくるだろう。



WCD についても、まだパブリック・コメントを受け付けている段階なので、そちらで申し出ていただいたほうがよいと思う。

"No Water, No Future"を世銀は作成していないと言っている。ただし、1 ステークホルダーとして関心を持っているとのことだ。

石田：

水の民営化については様々な NGO が懸念を持っており、また、IMF もコンディショナリティとして水の民営化を推進していると聞く。財務省としても引き続き関心を持ち続けていただきたい。

MoF 小林：

コンサルテーションに関するペーパーは 4 つ程ウェブサイトに出ているので、ぜひ確認していただきたい。

#### 4. ビルマ（ミャンマー）に対するアジア開発銀行の今後の計画について

大橋：

アウンサンスーチーさんが最近解放され、政治的な変化に対して期待が高まっている。DowJones の記事によると、ADB はビルマに対する援助の再開を検討していると報道されている。この 10 年程、ADB はビルマへの援助を完全にストップしていた。しかし、メコン局の方が「ADB がビルマに対してどのような対応をとるかは基本的には理事会で決めることだが、近い将来に再開の可能性があり、そのための準備を始める予定である」とインタビューに答えたとのことである。ビルマの状況が良くなるならよいが、政治的にも人権という面でも未解決な問題をまだまだ抱えている。現状では開発を行う際に透明性やアカウンタビリティを確保することは非常に困難であり、報道にあったような ADB の動きを懸念している。

そこで質問だが、日本の理事はこれまで ADB の対ビルマ援助についてどのように考えていたのか。また、最近の政治的な動きでその考えに何か変化があったか。ADB が援助を再開するか否かをどのような基準で判断する予定か。その基準は近い将来満たされると考えているか。援助の再開にあたってはどのような分野が優先されるのか。以上 5 点について質問したい。

MoF 日向：

DowJones で報道されているようにメコン局の局長がこのように実際に発言したかわからないが、記事の内容をよく読むと、それはメコン局局長自身の考えであると思われる。ADB の機関としての決定は何もされていない。記事では、日本政府の姿勢が前向きとされているが、現在ミャンマーについては、その国に対してどのような援助をするのが効果的かを調査するエコノミック・セクターワークも行われておらず、それに基づいて策定される国別支援計画もない。具体的にどの段階でどうなるとは言えないが支援にあたっては、ADB 加盟各国のコンセンサス、つまり理事会で大多数の賛成を得ることが必要になってくると思う。現在ミャンマーは ADB に対して履行遅滞があるので、融資を再開するには、それを解消することが必要となる。このような話が水面下で行われている可能性はあるが、理事会の情報としては全く存在しない。

MoF 丸山：

期限がきても借金が返済されない現状では、国際機関は資金を貸したくても貸せない。典型的な例が現在のアフガニスタンである。アフガニスタンは ADB と世銀に借りた資金を返済しておらず、MDB からは融資できなくなっている。このような場合、誰かが資金を融資し、一日でもいいので一度資金を返済したことにし、その次の日に融資を行うというオペレーションを行う。テクニカルな話だが、このような手続きを踏まなければ新規融資はできない。ミャンマーも同様の状況で、今すぐには ADB はミャンマーに融資等を再開できない。

また、融資は具体的な要請が新たにあった際に検討することになる。上海での ADB 総会にはミャンマーの大臣が出席していたが、ADB に対して積極的に支援を求める要請は具体的にはなかった。日本政府としては、政治的な動きについては大事な一步を踏み出した認識している。しかし、ADB との関連では、積極的な支援要請もない現状ですぐに急激な動きがあるとも思えない。

政治的な話は我々にはよくわからないが、聞いたところによると、スーチーさんがマンダレーへの移動を許されるかどうかなど明らかではなく、以前と同じことが起こる可能性もあるとのことである。それも考えると事態が急に進行するとは考えられない。

大橋：

融資については私も同じように理解している。しかし、技術援助（TA）についてどうか。

MoF 丸山：

TA についても、基本的にはミャンマーから要請がなければ動かない。特に TA は無償であり、それ程何本も出せるものではないため、むやみに出すものではなく、また、出すにあたってはよく検討しなくてはいけない。従って、急に動き出す感じではなさそうだ。

大橋：

ハワイで行われた ADB 総会にもビルマの大臣は参加している。その際、具体的に何を支援してほしいという要請ではないが、ADB はもっとビルマを支援すべきだという発言があった。もし、近い将来に TA の要請があったらどうなるのか。

MoF 丸山：

その時の政治状況、要請の仕方などによって変わるのでわからない。現状は少し流動的であり、読みが難しい。軍事政権の要請によってのみ動くことが ADB として良いことなのかという難しい問題もあり、ADB の動きが慎重なことをご理解いただきたい。前回 ADB は、事前に太宰国連特使経由でスーチーさんの意向を確認し、感謝されたことがある。

大橋：

ビルマへの支援に日本政府がとても前向きだという噂があるが、ADB に対する日本の影響は大きく、懸念される。

MoF 丸山：

二国間については外務省にも確認する必要がある。当面はベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）の案件を実施することに変わりはないと思う。ADB への日本の影響力は大きいですが、他国との関係もある。ましてや二国間でもそれ程大きく援助を展開していない段階では何とも言えない。

福田：

民主化等の人権状況の改善と支援の関係についての判断は、財務省が行うのか、それとも外務省との間で協議のうえ行うのか。また、欧米が反対しても、日本やアジア諸国の賛成で理事会が支援再開を決定する可能性はあるのか。

MoF 丸山：

1 点目については、財務省と外務省で協議をして決定する。その時の政治状況の分析や外交的な判断については外務省の意見を受けて考え、ADB 内部の状況は財務省が考えている。後者については、ヨーロッパであるとか、アジアであるとかによって、意見がきれいに分かれるわけではなく、そのときの政治状況による。スーチーさんが自由に移動できるようになれば、各国の意見も変わってくるかもしれない。現段階では何とも言えない。

古沢：

日本の民間セクターはビルマとのつながりを以前から持ち続けてきたし、今後も動きはある。そのような関係も踏まえ、政府以外の情報も含めて協力のあり方についてのアドバイスが生まれてきたらと思う。

MoF 丸山：

メコン・ウォッチはミャンマーに対する援助をすべきだと思っているのか。

大橋：

援助をすべきだと思っていない。現在の軍事政権下では全く表現の自由がなく、援助の際の住民参加、透明なプロセスの確保はほぼ不可能である。また、軍事政権の民主化へのコミットメントが見えない。ビルマ軍はタイとビルマの国境での紛争を助長させていることもある。スーチーさんの解放は援助を得るために行ったのではないかと考えている。もし援助をするならば、ニーズアセスメントから、透明性やアカウントビリティ、地域住民の人権を覚悟するための厳しい条件をつけ、それがきちんと尊重される必要がある。

MoF 丸山：

その意見は参考にさせていただく。NGO が進めと言っているのか、退けと言っているのかわからなかった。皆さんの意見をきちんと聞いておいたほうが、今後動きがあった際にどうしたらよいか参考になる。政治的なことについては ADB では対処できないが、住民参加をしっかりと確保しなければならないといった点で、きつく条件をつけることはできる。

## 5. アジア開発銀行のインスペクション政策に関して

### 5-1. 政策改定に関する提言

福田：

先々週、ADB のインスペクションについてのコンサルテーションが実施された。有意義な議論ができ感謝している。また、先週 21 日にはマニラでリージョナル・ワークショップが行われ、途上国政府、市民社会の代表者などを交えてかなり大掛かりな意見交換が行われた。ワーキング・ペーパーにもきちんとオプションが提示されたり、途上国の住民を招いての様々な形でのコンサルテーションが実施されたりしている点など、コンサルテーションのプロセス自体は非常に歓迎している。

まず、この政策の改定の中身についてである。サムットプラカン汚水処理プロジェクト、スリランカの南部道路開発プロジェクトの経験から、このようにインスペクションを変えた方が良いという提案を、6 月 11 日に東京で行われたコンサルテーションで提出させていただいた。それをここで共有させていただきたい。6 月 11 日の議論では実現が可能と思われる点、難しそう那点が見えてきたが、そのうち難しそうだと思った点をここで再度触れさせていただきたい。

1 つ目はインスペクションのパネルによる現地訪問の問題である。サムットプラカンの場合にパネルが現地訪問できなかったことが大きな問題となっていることは皆さんが認識していると思う。少なくとも第 3 者がマニラにとどまって文書だけで調査を終了させるのでは十分ではないとみんなが思っている。とはいえ、途上国政府から "no objection" をとらなければならないという規定をなくすのは非常に難しいとのことだ。しかし、インスペクションの調査の目的は、途上国が何か悪いことをしていないかを見るものではなく、ADB の政策手続き違反を調査するためのものである。従って、何らかの形できちんと現地調査を実施する方向で考えられないか。私の理解では、世銀では申請者の適格性を審査するための initial investigation を現地政府の許可なしに自動的に行なっている。その後の本調査についても、99 年の改定後、世銀のパネルで現地政府の承認を推定する (assume) としている。ADB の加盟国はすべて世銀の加盟国であることから、少なくともこのレベルまではパネルの現地訪問が確保できるのではないか。

2 つ目は融資の中止・停止と融資契約との関係である。これは 6 月 11 日に ADB の法務局の鈴木氏と大議論を交わした点である。サムットプラカンの経験から、インスペクションの際中も工事が延々と続き、インスペクションが終わる頃には工事が 90 パーセント終わってしまっているというのでは、住民とのコンサルテーション、環境社会影響の把握、影響を受ける住民への補償など理事会で承認されたことの実効性が乏しくなってしまうのではないか。住民との信頼関係の点からも、融資実行の停止を何らかの形で取り込めないだろうか。

3 点目は理事会決定のモニタリングについてである。これはあまり大きな問題として認識されておらず、非常に残念である。インスペクション・パネルで違反があったとされ、マネージメントが現地政府と相談して行動計画を出す。行動計画は問題のある場合もあるが、良いことを言っていることもある。ADB の場合は始まったばかりなので何とも言えないが、世銀のこれまでのケースを見ると、多くの場合行動計画が実際に実施されず、絵に描いた餅になってしまっている。現地の人たちに言わせると、インスペクションを実施したが何も変わっていないケースが多かった。最終的に理事会が決定したことをフォローアップし、モニタリングする必要がある。そして、それを行うのはそれに関与したパネルが行うべきだと考えている。

最後に言語について、11 日に鈴木氏から受益者が費用を負担すべきだという発言があり、驚かされた。世銀ではローカルの言語での申立が認められており、ADB がローカルの言語での情報提供に世銀より

も積極的だと認識してきた私としては残念である。これはきちんと認められるべきである。少なくともコスト・シェアリングという議論はおかしいのではないか。

石田：

6月11日のコンサルテーションでも申し上げた通り、現在民間セクター業務についてはインスペクションが適用されない。政策遵守という点では、公共セクターも民間セクターも関係ない。ぜひ民間セクターにも適用していただきたい。

また、民間セクター業務について ADB の環境配慮に関する業務マニュアル（OM）では、"flexible procedure"や"similar"などの言葉が使われている。また、社会配慮については何も書かれていないというのが現状である。インスペクション政策を民間セクターに適用すると同時に、民間セクター業務を具体的にどのように行なうかについて、より明確に手順を定めていく必要がある。

それに加えて、情報公開政策では、民間セクター業務について、プロジェクト・プロファイル（PP）、"Report and Recommendation of the President"（RRP）が企業の同意に基づいて公開されることになっている。インスペクション政策のドラフトによると RRP の公開に関しては企業の同意が得られたケースがないとのことである。インスペクションに申し立てを行おうと思っても、プロジェクトの情報が手に入らないということであり、非常に問題だと思う。情報公開政策の見直しも進めていただきたい。民間セクター業務について、6月11日のコンサルテーションの際に法務局の鈴木氏から民間セクターについては、IDA13 次増資の際に"appropriate"あるいは"suitable"な機能であると規定されているため、異なる対応が必要とおっしゃっていた。このペーパーに対する財務省の見解をお聞きしたい。

MoF 日向：

6月11日のコンサルテーションには私も参加した。NGO からの提言は論点もわかりやすくまとめてあり、ありがたかった。

現地訪問について、基本的には現地訪問を行い、人々にインタビューをし、総合的に判断するのが筋だと考えている。ただ、それをどのような形で確保するかは議論がある。世銀は"assume"と言っている一方、ADB は政策の中の条項に入れてしまったために足を縛られているということだったと思う。実際に議論がどのように進み、どのようなになるかはわからないが、基本的には現地訪問は行うということだと思う。ただ、福田さんのおっしゃった点を変えることが一番良いのかについては正直言ってわからない。むしろ、他に何かあるのかを比較検討していく必要があると思う。

融資の停止についても同様である。コンサルテーションで話されていたのは、融資の停止は当事者同士の問題であり、ADB に瑕疵があったからといって融資の停止を相手側に押し付けるのは現実的ではないということだったと思う。何もしなくてよいということではないが、インスペクションで指摘があったからその時点で融資や工事をやめるということとなると、補償の問題等が出てくる。これをどうするかが問題である。ADB が全て補償するのは無理だと思う。世銀でも工事を即中断というようにはなっていないはずである。このような細かいところが解決できれば盛り込めるし、解決できなければ盛り込めない。

モニタリングについては、ADB では1件目も、2件目もまさに始まったばかりである。11日には鈴木次長も個人的な意見であると断ったうえで、何らかのモニタリングが必要だと言っていた。インスペク

ションは問題解決の1つの方法であり、理事会で議論して得た解決の仕組みがしっかりと履行されることが、住民にとってもADBにとっても良いことなのではないか。とはいえ、どこがどのようにモニタリングを行うかやコストの問題もある。コストがゼロならもちろんするが、費用対効果はやはり考えなければならない。今後最も良い方法を考えていくことになるだろう。基本的にはモニタリングは必要だと考えている。

言語の問題も同じである。ただ、受益者がコスト負担することについては疑問がある。ADBでは通常英語を使用している。とはいえ、仮に日本でプロジェクトが行われたとして、英語で申立てせよと言われてもうまく対処できないのが実情であろう。従って、申立を何ヶ国語でもできるのが理想である。しかし、世銀と比較してスタッフの数が非常に限られており、条件が異なる。個人的な考えだが、自国語でうまく手助けできれば英語で受け付けてもよいのではないか。例えば現地事務所のスタッフが手助けするなどが考えられる。

基本的に民間セクターだからといってインスペクションの対象外となるのはおかしいと思う。ただ公共セクターと民間セクターを全く同列に扱うことには無理がある。どのようなモデルが一番よいのかわからないが、民間は公共セクター以上にスピードとタイミング、あるいは迅速な対応が求められ、それがなければ将来の利益が失われる可能性がある。いずれにしても民間セクターだからといってインスペクションの全く外というのはおかしい。

情報公開について、融資等の情報を公開することで、具体的にどのようなデメリットがあるかはよくわからない。しかし、民間セクターには競争相手がたくさんいることが情報公開を難しくしている。とはいえ、何も行わないのはおかしいと思うので、当事者の同意をどのように取りやすくするかが議題となってくると思う。

福田：

世銀の政策には、パネルの現地訪問には相手国政府の同意が必要と書いてあったと記憶している。99年に世銀インスペクションパネルの規定の明確化がなされた際に、現地調査に必要とされる相手国政府の同意は「得られるものと推定する」と理事会で合意された。政策の規定自体は、反対がなければ訪問できるADBよりも、同意を必要とする世銀の方が厳しいというのが私の理解である。世銀の場合は、この問題を理事会の合意という形で乗り越えている。現在の"no objection"を変えるのは難しいことはわかっている。しかし、世銀ができていることなのだから、ADBとしてもどうにかできないかというのが私の意見である。

費用分析についてはおっしゃる通りで、私たちは分析していない。しかし、ADB自身もこれをしたらどのように費用がかかり、どのように資金の面から困るといった議論もできていないのではないかと。サムットプラカンでインスペクションを行うために200万ドルかかったという議論もある。しかし、サムットプラカンの特殊性、世銀でもそんなにかかったことがないことから、この議論をそのまま信じるわけにはいかない。私たちが計算できる話ではないので、ADB側で具体的に現在のADBの予算と比較してどうなのかといった議論をしていただきたい。

言語については、直接現地語でやり取りができる、コミュニケーションをとれる手段が確保されればよいのであって、マニラにおいて翻訳が確保されなければならないということではない。ただ、ADBの

場合は地域事務所がある国とそうでない国があるので、それは考慮しなければならないかと思う。

最後に民間セクターの情報公開について、IFC ではウェブサイトで基本的な文書が見られるようになっており、正直いって ADB でも IFC ぐらいには公開できるだろうと思っている。JBIC の新しい環境ガイドラインでも、民間セクターの輸出信用に関して、基本的な情報が公開されることになった。にもかかわらず、ADB では PP というごく基本的な情報すら公開されていない。PP が公開されないのは、他機関の情報公開の水準と比較して非常に遅れている。RRP には詳細な情報が記載されているが、そのような場合でも企業秘密を除いて承認後の公開が可能だと思う。

石田：

情報公開について、公共セクターと全く同等レベルを求めているわけではなく、ADB のいう機密性についてはある程度理解しているつもりである。どうしても公表できない部分を除き、公開すべきである。また、民間セクターに関しては、スピード、タイミング等の問題が確かにあると思う。しかし、それを考慮することで、政策遵守のレベルが下がっては困る。インスペクションが問題とするのは政策を遵守しているかであり、それはきちんと行っていただきたい。ADB のドラフトではオンブズマンの適用が示唆されているようだが、オンブズマンの持つ問題解決機能だけでなく、インスペクションの持つ政策遵守機能も確保していただきたい。

また、利益の損失は民間だけの問題ではなく、公共セクターについても言えることなのではないか。

江口：

ADB 関連の事業はほとんど民間関連ではない。従って、情報公開はかなりできるはずだ。情報公開できないことにしておいて、民間セクターを守りたいということではないか。恐らく ADB 関連プロジェクトは公共部門に近い部分なので、そのスペクトラムはきちんとしておく必要がある。

MoF 日向：

費用については、我々もどういう費用がどれくらいかかり、それによる効果がどうだから、費用対効果という点でどうだという分析のデータや情報が ADB から欲しいと思っている。誤解しないでいただきたいのは、コストがかかるから現時点で言語についてダメだと言っているわけではないということ。民間セクターについて、政策遵守のハードルを低くするためではなく、公共セクターと同じだとタイミング等の問題があるということを鈴木氏も話していたと思う。だから、それをどのように作っていくかは、我々も興味を持って見ていきたいと思う。

ADB は公共セクターがほとんどというのは事実だが、だからといって民間セクターに対して何もしなくてよいとは考えてない。

福田：

東京のコンサルテーションで議論していた限りではコンセンサスがどの辺りでとれそうか感じられた。しかし、マニラには途上国政府の人たちも含め様々な人たちが来ており、その状況を見ている限り合意するのは大変だという印象を受けた。民間セクター業務局には、インスペクションを適用してくれるなどと言っている人もいた。あるいはこの件に関するブリーフィングにすら出てこない途上国の理事もいた。オプション A~D ではなく、ゼロ・オプション、すなわちインスペクション政策自体を廃止しろと言

っている人も内部にはいる。これをまとめるために非常に努力しているマネージメントの方もおり、ぜひ頑張ってください。また、日本理事室、日本理事もイニシアティブをとって説得にあたるなど、積極的に動いていただけると非常にありがたい。

MoF 丸山：

インスペクション政策をまとめるのも、ドラフトを書くのも事務局であるという点は誤解ないようお願いしたい。理事室はできることはするが、イニシアティブをとるのは無理である。

福田：

マネージメントの役割を日本理事室がし、ドラフトを書いてくれと言っているわけではない。ただ、ドラフトにあるような問題や選択肢は今のところコンセンサスがあるわけではない。今後ワーキング・ペーパーが理事会にあって、理事会としてのコンセンサスをつくっていくプロセスで、日本としてのイニシアティブを発揮していただきたいということである。

松本：

インスペクションとオンブズマンを入り口で取り込んでいく方法には私も大いに期待している。新しい抜本的な取り組みだと思うので、ぜひ頑張ってください。

また、融資の中止決定に関してだが、ブジュガリ・ダムケースでは、世銀自身の決めた政策に明らかに反したプロジェクトが進められている。さらに、MIGAの保証も新たに決定されようとしている。これは組織内で矛盾を生み出しているのではないか。そのようなことに対してきちんと責任ある対応をとるという意味で、政策違反が明らかになった場合に融資側がとれる対応を制度に組み込んでいただきたい。マネージメントに中止や停止を期待するのは難しいと思う。

MoF 日向：

特定国とADBとの間で交わされる融資契約にどれだけのものが組み込めるかは非常に難しい問題だと思う。

MoF 丸山：

IFCのオンブズマンをどのように評価しているのか。

松本：

すでに起こっている問題を解決するために細かにケアができるという意味では評価されていると思う。しかし、仲裁(mediation)という手続きに入ると、途中のプロセスが全くわからなくなる。現代表のメグ・テラーさんは人望が厚いが、人が代わったらアカウントビリティがどうなるかわからないという問題がある。

また、IFCが扱うのは民間セクターのプロジェクトであるため、迅速な対応をしようとしているようだが、実際には2年3年かかっている。

それから、できることが限られているのも1つの課題と考えている。ウガンダのブジュガリ・ダムでも現在オンブズマンに申し立てが行われているが、住民が求めているのはインスペクションの方である。



MoF 丸山：

コストとの兼ね合いも考えなくてはならないが、オンブズマンとインスペクションの両方があることはそれなりに意味があるということか。

松本：

これから議論が必要だとは思いますが、入り口で両方のオプションを選べるようになっているか、後のプロセスでもどちらかを選べるかによって分かれると思う。コストに関しては、現地調査、弁護士との相談などのコストも含めてこれまでのプロジェクトを見て、二つの機能を持つことが不経済か判断していきたい。

MoF 丸山：

地元住民にとっては、両方の機能が合ったほうが望ましいことは間違いなく、コストとの見合いも十分考えながら、可能ならば両方の機能を備えていた方が望ましいということか。

松本：

その方がより望ましい。実際に動いてみなければわからないところもあるが、インスペクション・パネルの報告書が出た後の対応があまりにもずさんで、十分なフォローアップができておらず、実施の問題解決につながっていないという批判が実際聞かれる。問題解決につながっているところもあるが、それはもともとの目的なので、それをすぐに実施するのも1つの方法ではないか。住民の意見次第だと思うが。

MoF 門間：

どの方法が良いというつもりはないが、最近財務省で行っている勉強会等で皆さんと議論させていただいてわかってきたことを一言付け加えさせていただきたい。オンブズマンの機能には、マネージメントと協議して問題を解決するというのが1つある。それから、先程おっしゃった仲裁は、被害者とプロジェクト実施者の両方の合意がなければプロセスに入れない。従って、プロジェクトの中止のような利害が全く対立する解決策は取り得ないということである。これは労使交渉の仲裁ではなく、関係者合意のもとで話し合いをしてくださいというもの。そこには強制力もない。問題解決型と聞いた時、裁判所のようなことをするのかと思ったが、そうではないということである。

他方でインスペクション型の場合、例えば世銀や IMF は政策違反があったと言われるのを避けるため行動計画が出てくる。しかし、フォローアップ・メカニズムがないため、その時は良いと思ってその後という点で不安が残る。

それぞれ良い点、悪い点、改善すべき点等あると思う。一般論としては、そこをうまく組み合わせることが良い在り方だと思う。また、二国間と多国間の機関によって事情が異なる点も考慮することが必要だ。

福田：

スリランカのケースをみていると、インスペクションではどうしても解決できない問題がある。インスペクションという枠組みで解決できるのは、あくまで世銀・ADB が政策違反をし、その結果問題が生じたその後のことである。政策違反の有無とは別に、住民が影響を受けている場合は存在するわけで、

これにどう対処するかはきちんと考えなくてはならない。

IFC のオンブズマンは、今のところ政策の遵守の問題は全く考えていない。また、現状では IFC のアカウンタビリティについて考えられていない。今後始めるようだが、同じ人たちが行っている限りどうなのか疑問である。基本的には両方のメカニズムが必要だと考えている。

## 5-2. サムット・プラカン汚水処理プロジェクト（タイ、ADB/JBIC）の理事会決定の進捗状況

福田：

このプロジェクトは、3月にインスペクションのすべての過程が終わり、理事会が行われた。理事会の決定では、現地住民との協議等を含む必要な対処策について ADB が積極的に参加すること、あるいは現地の住民への補償あるいは環境社会影響への対処状況を半年に一度理事会に報告することとなった。特に1つ目の現地住民の参加やコンサルテーションと、それへの ADB の関与について、現在の進捗状況をお伺いしたい。

MoF 日向：

まず、理事会の決定では勧告という形で、報告を求めることになっている。住民の関与について、我々が ADB 事務局から理事室を通じて聞いている情報では、新しく設立した健康、公衆、環境、生態系などへの影響をモニタリングする委員会にコミュニティの代表者の参加を求めたり、コミュニティ内でボランティアを募って環境をモニタリングしてもらったり、コミュニティ内で会合をもってもらったりという形で、モニタリングへの参加を進めると聞いている。我々の理解としては、汚水処理施設が稼働を始める前にフレームワークを立ち上げるのではないかと捉えている。

福田：

モニタリングは施設が稼働を始めた後のオペレーションに関して実施するということか。

MoF 日向：

私たちはそのように理解している。

福田：

プロジェクト終了後の運用段階の話にのみなりすぎているのではないか。プロジェクトが稼働を始めるのは来年の話である。それまでの現地住民の懸念にきちんと対応すべきだというのがインスペクション委員会（BIC）の勧告で、これが理事会で承認されたと思っていたのだが。

MoF 丸山：

稼働し始めるまで何もしないわけではない。

いくつかの切り口があり、漁業権の話からする。公害管理局（PCT）が経済活動禁止区域内の影響を受ける漁師たちに漁業権の移転の話をしている。漁業権の移転に伴う住民移転計画策定の準備のために、ムール貝の漁場評価のための衛星画像による調査をカセサート大学が調査を続けている。それと並行して、コミュニティの社会ネットワークを通じて参加の呼びかけが行なわれ、漁業権の移転等様々なことについて協議を始める動きがあると事務局から聞いている。それを受けて影響を受ける漁師とのコンサルテーションが7月に予定されているとのことだ。その後、住民移転計画を今年の10月までにまとめ

たいと考えているということだ。これが我々が得ている情報だが、事実と異なっている場合は教えていただきたい。

もう1点の汚水処理システムについては、現在社会経済的データを収集している最中である。今年7月にはある程度案が出てくると聞いている。今後については、事務局にしっかり検討するようになっていくつもりである。

住民参加については、モニターする委員会を設立するとのことで、これは操業が始まった後にきちんとモニターし、チェックするためのものである。モニターするためには、コミュニティの代表をどのように選び、どのような形でモニタリングしていけばよいか、についての協議を始めていると聞いている。最も重要なこととして工場の排気対策がある。様々なメソッドを組み合わせることで問題を解決しようとしていると聞いている。

福田：

このプロジェクトについては多くの調査が行なわれており、調査の歴史が書ける程である。私が聞いている範囲では、影響を受ける域内の漁民に対して説明が行なわれたという話は聞いたことがない。住民移転計画を策定するためのコンサルテーションが来月行なわれるとのことだが、コミュニティにはその情報が十分に提供されていないと思う。

MoF 丸山：

再度情報を収集し、教えていただけないか。この件には我々も関心を持っており、徹底して行わなければと思っている。そのためには、両方からチェックをかけていかななくてはならないと思う。

福田：

できるだけ情報をとるようにする。これまで様々な調査が行なわれたものの結果がきちんと公開されなかったり、コンサルテーションは行われたもののプレゼンテーションが英語でしかも適当だったりということが延々と繰り返されてきている。社会経済状況の調査も、住民移転計画でも、どれだけ住民に対して説明がなされ、合意をとるプロセスがあるのかが延々と問題になってきた。それにも関わらず、また同じように専門家が調査し、それをまとめたものが「決まりました」と出されていく。そしてそのデータの根拠は私たちには確認しようがない。こういうことの繰り返しでは、ADB が何を学んでいるのかということになりかねない。データや計画のドラフトが事前に住民に提供され、そこで合意形成のプロセスがあるということを、今の段階できちんとマネージメントに確保していただきたい。

MoF 丸山：

それはよくわかっている。これまでとの違いは、行動計画が理事会の決定を受け、理事会がエンドースした形になっていること。そのため、ある程度理事会からしっかりやるよう言うことができる。我々もチェックをかけることができるということなので、注意しながらしていきたい。

福田：

また現地に行く機会があるので、実際に現地で何が起っているかをできるだけ財務省にもお知らせしたい。

MoF 丸山：

現地住民が対話集会のことや、まとまった調査の結果が知らされていないといったことがあれば、是非知らせていただきたい。

5-3. スリランカ南部交通網開発事業（STDP）インスペクション政策および融資条件に関して  
神崎：

前回の定期協議では、STDP に関して JBIC、ADB それぞれの状況についてお尋ねした。その後、ADB のインスペクションに出された 4 つの申立のうち、最初の 2 つは政策違反についての十分な証拠がないとしてインスペクションを行わないという結論が出された。後の 2 つについては申立者に適格性がないとされた。結果として、4 つともインスペクションには至らなかったということである。これに関し、質問させていただきたい。

1 つ目は、1 つ目の申立として GSS から出された申立に対する BIC の報告の中の勧告についてである。勧告には、調停や問題解決のためにマネージメントが非常な努力をすること、その結果や本件からの学びについてマネージメントが今年末までに理事会に報告書を提出することとある。住民の中には、インスペクションが行なわれなかったことに関して複雑な感情を抱いている人たちもいるが、それにもまして問題が何も解決されていないことに複雑な感情を抱いている。この勧告に対し、現在どのような状況か、今後具体的にどのように対応されていくのかお伺いしたい。また、これについての行動計画等は準備されるのか。

2 つ目は住民移転計画についてである。事業者であるスリランカ道路開発局から 2001 年 9 月 10 日に ADB に対してレターが出された。それによると、スリランカ政府は住民移転計画（RIP）を既に承認しているとのことだ。ADB の融資支払の条件として、RIP の準備があったと思うが、スリランカ政府に出されたこの RIP は現在どのような扱いになっているのか。また、ADB のいう「十分な RIP」とはどのような基準を満たしたものなのか。理事が承認する際の判断基準があれば併せてお伺いしたい。さらに、JBIC でも融資契約の際に RIP の承認が条件となっているが、JBIC としての判断基準はどうなっているのか。

3 つ目は融資契約の有効期間についてである。ADB の融資契約の有効期間が 2002 年 10 月までに延長されている。この期限までに RIP の準備が必要だと認識しているが、もし準備されなかった場合の今後の対応はどうなるのか。

さらに、先週マニラで行われたインスペクション見直しのコンサルテーションについて、日向さんにお話したところ、迅速に対応していただき、スリランカの現地住民と ADB マネージメントとの会合をもっていただけたとのことだ。これに関しては住民も非常に感謝している。ただ、マネージメントのインスペクションに対する回答の間違った点を指摘したリストを、上海で 5 月に開かれた ADB 総会で GSS の住民が出し、それに対して南アジア局の局長から「回答する」とのお話があったものがそのままになっている。上海での日本代表団との協議会で、住民が財務省にもお渡ししたのではないかと記憶している。これについて、マニラでの会合でお伺いしたところ、忘れていたとことで、住民が不信感を持ってしまっている。局長から改めて対応する旨の返事を頂いてはいるが、念のため迅速に対応していただくよう日本理事から働きかけていただきたい。

MoF 日向：

リストは上海でいただいていないので、後程いただきたい。

まず最初の質問だが、現状では、ADB 本部やスリランカ現地事務所のスタッフが、スリランカ政府に対して、住民と十分な対話をもって移転計画を作成するよう働きかけを行ってきたとのことである。千野総裁が 3 月にスリランカを訪問するなど、ADB は政府の高官とも話し、本件解決に向けて積極的な取り組みをしたと聞いている。ADB の認識として、このような取り組みの結果、現在は政府が住民たちと積極的な対話を行う姿勢を示しているとのことである。多くの住民が政府との協議にも応じていると聞いている。チェックリストが行われていなかったことは我々は知らなかった。今週、マニラから現地に担当スタッフを派遣してミッションを行っており、その中で政府の対応状況についてはフォローアップできるのではないか。

MoF 丸山：

ADB からの話なので、現地の雰囲気とは異なるかもしれない。ただ、「住民側の態度を軟化させている」ことについては、問題となっている地域の 95 パーセント以上の住民が政府との協議に一応応じる姿勢を表明しているとのことである。残り 5 パーセントは私が上海でお会いした方たちなのかもしれない。彼らとは会議中や会議後に個別にいろいろお話ししたが、噛み合った議論を普通にすることができた。最終的な意見の対立はあっても、協議には応じてくださるという印象だった。

神崎：

むしろ彼らは基本的には対話、協議をしたいと考えている。議論に応じないことは考えにくい。

MoF 丸山：

立場の相違は時間をかけて解決していかなければならないと思っており、楽観視しているわけではない。95%以上の住民が協議に応じるという回答について、現地の情報と異なることがあったら、教えていただきたい。

MoF 日向：

2 点目の RIP について、確かに 1 度提出されている。しかし、ADB は住民と十分に協議されていないと判断し、つき返した形になっている。現在 ADB は RIP 策定のための TA をスリランカに対して供与しており、コンサルタントを 1 人雇って手助けしてもらっている状況である。最終的に提出されたものが、住民と十分に協議を行なったものとなっているかが問題となる。いずれにせよ、我々は RIP ができる限り十分に住民と対話をした結果のものであることが一番良いと思っている。進展状況については今後もモニタリングしていきたいと思っているので、現地の情報があれば教えていただきたい。

3 点目の融資の発効について、これまでに 2 度延長されている。現時点では、95%以上の住民が協議に応じるという結果もあることから、10 月までには大丈夫だろうと ADB としても考えている。その後については、詰まった検討はまだ行われていない。

MoF 山崎：

JBIC のことについて補足する。JBIC の RIP に関する考え方は ADB と同じである。RIP は一度できているが、附属書と一体となっている。その附属書で移転に伴って損害を受ける住民に対する補償のこと

等がまだできていない。それを作成プロセスでは当然住民の意向ができるだけ反映されるべきである。住民への協議が十分に行なわれ、住民への影響が適切に分析され、全体としての RIP ができあがっていくことが住民にとっても大切である。前回お話しした JBIC と住民との協議会が 4 月 20 日と 21 日に行なわれた。様々な意見が出されたが、話し合いの場を設けたことについては一定の評価をいただいた。JBIC としても引き続き必要があればそういう場を設けていきたい。そのようなプロセスを経て、住民の意見をよく反映した RIP が出てくるのを待っている状況である。

神崎：

先程 95 パーセント以上の住民というお話があったが、これは 128 キロの区域全体を通してということか。

また、現在行っている ADB ミッションについて、最も重要な目的は何か。協議がどのように行なわれているかの確認か。

それから、RIP の完成予定はどのようになっているのか。というのは、協議が行なわれたことが重要なのではなく、そこでどのようなことが話し合われ、どのように住民の意見が反映されたかが重要だと考えるからである。現地と今後も連絡をとり、必要があればお知らせするので、その点でご協力いただけないか。

MoF 日向：

1 点目について我々も確認したところ、全区間の 95 パーセントとのことだ。

2 点目について、政府の対応状況のフォローとは聞いているが、具体的なスケジュールや誰に会って何をするのか等詳細は聞いていない。

3 点目の完成時期については明確には言えない。ただ、ADB が 10 月以降のことを考えていないことから考えると、それまでにきちんとした形で出来上がってくるのではないか。

江口：

道路の全区間とはどのくらいの範囲のことか。

MoF 日向：

詳細は聞いていない。ただ、常識的に考えると、道路建設によって移転を余儀なくされる世帯全体ということだと思う。詳細はスリランカの国内法によるので、把握していない。

## 6. OECD の輸出信用部会における共通のガイドライン策定に向けての対応

松本：

5 月 28 日に OECD の輸出信用部会 (ECG) のステークホルダーとのコンサルテーションがあり、日本政府もカナダ、ノルウェーと共に環境ガイドラインの策定作業の進捗状況についての報告をされた。その際、日本の透明なプロセス、コンサルテーション、情報公開が確保された上でのガイドライン策定が非常に高い評価を受けていた。しかし、ECG の共通のアプローチは依然として G8 の首脳宣言の使命を果たしていないと考えており、今後 ECG で更なる取り組みが必要だと考えている。そこで、このコンサルテーションでは、「輸出信用機関と持続可能な発展」という非常に重要なテーマであることから、OECD の環境政策委員会、開発委員会 (DAC)、雇用労働社会委員会等幅広い委員の方に入っていた

き、このテーマ、具体的には共通のガイドライン作りの議論を進めていただいきたいという提案を NGO からさせていただいた。6月10日にも、どのように ECG を進めるのか話し合いたいというレターを出している。そこで、ECG としては今後どのような展開を考えていらっしゃるのか、また日本政府としてどのように共通のガイドライン作りに取り組むのが望ましいと考えているのかお伺いしたい。

MoF 門問：

NGO 提案については、精力的な議論が行われた。残念ながら、どのように返事を書くべきか、まだコンセンサスがとれていないので、OECD の守秘義務によりこれ以上のお話はできない。

印象としては、今回の OECD と NGO の議論は、両者ともに意味あるものだったと言っているように、非常に活発だった。また、これまで以上に前向きな雰囲気が出てきていると思う。現在のフォーマットでよいかについて真剣に議論がなされたが、まだコンセンサスがあるとは言えない。NGO から催促していただいたほうが、委員会としての政治的対応が速く決まるのではないか。環境等の重要な問題については、ECG だけでなく、様々なステークホルダーとの対話が重要だという雰囲気は高まっていると思う。

今後のスケジュールについて、環境についての委員会をしようということは決まっている。コモンアプローチを正式には採択していないが、自発的に実施していこうという国がかなりある。それらの国のこれまでの経験を披露する会のようだ。前回は ECG で日本とスペインが、NGO との協議会では日本、カナダ、ノルウェーが過去の経験を話した。他のメンバーからも是非このようなことをして欲しいという声があるため、広まっていくのではないかと思う。

その後はコモンアプローチのレビューに関する議論も始まるだろう。それまでにどこかのタイミングでステークホルダーとの会合を開く予定である。今のところは来年の4月頃が有力となっている。正式決定はまだだが、そのフォーマットについてはこれまでとは異なる方向にしようという意見がかなり出ている。

それから、この問題について様々な場で関心を持っていただくことが重要だと思っている。環境省に環境 G8 で紹介していただいたり、私自身も地球環境ファシリティ (GEF) の交渉時に関係者に説明させていただいたりしている。JBIC の環境ガイドライン策定過程や内容に対して、非常に高い関心があることは事実である。今後ともこのような活動を通じ、極力早期に高いレベルのコモンアプローチが採択されるよう努力していきたい。

松本：

WSSD では「輸出信用機関と持続可能な開発についての役割」というフォーラムを NGO が予定している。是非、財務省からもそのフォーラムに参加していただきたい。

MoF 門問：

申し入れは承知しているので、今後真剣に対応していきたい。

## 7. フィリピン・サンロケダムの融資について

波多江：

このプロジェクトに対しては、98年、99年に旧輸銀から約7億ドルの融資が出ている。しかし、80年代の中曽根首相とマルコス大統領の時代に、円借款による融資の供与が1度検討された際には、84年に融資が見送られた。この見送りの理由をお伺いしたい。

2点目としては、JBICの国際金融等業務に代表されるような民間企業への途上国開発の支援の役割が90年代非常に大きくなっており、社会環境配慮においてODA案件とのダブルスタンダードが起らないようにとの観点から、新しい環境配慮ガイドラインができたことと承知している。この観点から、円借款によって支援されなかったものが、なぜ国際金融等業務で支援されることになったのか、両業務間における環境社会配慮におけるダブルスタンダードがなかったかについて、見解をお伺いしたい。

3点目としてマルチステークホルダー・ミーティングに関してお伺いしたい。6月22日にサンロケダムに関して初めてのマルチステークホルダー・ミーティングが開催された。その背景には、98年に工事が開始されたが、それ以降に開催されてきたコンサルテーションでは実際の問題解決のために具体的な対策がとられてこなかったということがあり、昨年からは模索されてきたものがようやく開催されるに至った。財務省からも前川さんが出席され、私と松本も参加した。

このオープン・フォーラムでは、これまで問題とされてきたことが依然として未解決のままであることが浮き彫りになった。一方で事業者は今後7月末から8月初めにかけて、貯水を開始する予定と聞いている。着工以来4年間問題解決が一向に図られてこなかったことを考えると、このまま貯水という既成事実が作られれば、現在の状況が全く改善されない恐れがある。住民も危機感をもって見ている。

問題解決に向けた具体的な対策、解決が全く行われてこなかったこの事業に対し、日本政府が融資を継続していることに私たちは非常に危機感を持っており、すぐにでも融資を止めるべきだと再認識して帰ってきた。フォーラムについての詳細はまた別の機会にお話させていただければと考えているが、この場でいくつか確認とご見解を伺いたい。

1点目は、今回はマルチステークホルダー・ミーティングという初の試みだったが、これまでと何ら変わらず、問題の具体的な解決策が何も提示されなかった。この点に対して、住民は非常に不満を持っていることを、是非お伝えしておきたい。

2点目として、フォーラムについては、フィリピン政府、事業者、住民、NGO等が参加したが、事前登録の結果、多くは灌漑事業による受益者である賛成派住民が50人程度参加した一方、反対派住民は12人の代表団のみの出席だった。そのため、事業によって得られる利益が非常に強調されて終わった。これは話し合いがフェアに進められる状況ではなかったと私たちは考えている。このような出席者の偏りは、事業者側によって意図的に生み出されたものに私たちには思える。このフォーラムの開催形態についての見解をお伺いしたい。

3点目は、フォーラム開催時に反対住民500人以上がダムの建設現場のゲート前で抗議活動を行っていた。彼らの主張は、過去3年間に被ってきた損害に対して適切な補償を求める正当な権利を自分たちが保有していること、またこの4年間生活支援プロジェクトがどれもうまくいっていないことから、彼らにとっての唯一の問題解決策として砂金採取の地域である貯水予定地を沈めないで欲しいというものであった。このように彼らは補償金や代替手段ではなく、事業の中止を求めている。このことを真摯に受け止めていただきたいということと、これについての見解をお伺いしたい。

フォーラムでは灌漑部門の利益が強調され、下流の人々が必要とする灌漑設備についてサンロケダムが唯一の解決策であるという調査が出ている。つまり、代替案の検討が事前になされていなかったことが明らかになったということだと思う。また、多目的ダムと言われるように、このダムは全体として4つ



の機能を持ち合わせている。しかし、事業全体を考えた時に当然されているべき説明が、灌漑によって損害を受ける人びとに対し、十分行われていなかったと言える。このように現地で適切な話し合いがされていないにも関わらず融資決定したことは、日本政府として問題ではないか。これについての見解もお伺いしたい。

また、先住民族の問題について、彼らの自治体イトゴン町は 1999 年 1 月に 17 の条件を出した。今年の 1 月 10 日には、それらの条件が満たされているかについて、町の評議会が評価を行なった。この評価では、この 17 の条件が依然として満たされていないことが明らかにされた。JBIC の融資承認の前提として、17 条件が事業者側によって履行されていることというのがあったと理解している。現時点でも 17 の条件が満たされていないのに、残りの融資を出しきってしまうことは問題ではないか。

もう 1 点は法律の問題である。上流自治体が事業を快諾しておらず、地方自治法に抵触する可能性が依然としてある。また、先住民族の事前合意が欠如しており、先住民族権利法に抵触している可能性もあると指摘されてきた。つまり、フィリピンの国内法に違反しているとの判決が下される可能性があるということだ。住民側も今後訴訟を起こす可能性を探っていくとフォーラムで述べている。このような違法である可能性のある事業に対し、融資を継続することは問題なのではないか。これについても、ご意見をいただきたい。

最後にフィリピン国民全員に関わることだが、フィリピンの電力は民間セクターでの供給が現在必要とされていない状況にあり、40%の供給過剰となっている。また、民間セクターとフィリピン政府間で結ばれている電力購買契約も、事業者に有利なもので、非常に不当なものとなっている。これは電力売買調整費用として、消費者 1 人 1 人の負担となっている。その結果、効率をよくなるはずの発電の民営化によって、市民の電力料金が 2 倍に引き上げられる結果となっており、フィリピン国民の不満も高まっている。このような背景からも、サンロケダム事業に関しては、事業自体の必要性が問われていると私たちは考えている。このような事業に融資を継続することについて、ご意見を伺いたい。

MoF 山崎：

この週末にサンロケで行なわれたステークホルダー・ミーティングについては不満もあろうが、私としては前からフィリピン政府にずっと言ってきたことが実現した点を評価したいし、ご協力に感謝したい。まずサンロケに対する融資について、84 年という今から 18 年前なので、十分な資料がない。入手可能な資料で理解すると、当時確かに円借款としての要請があった。しかし、マルコス政権末期で財政状況が非常に悪く、パリクラブでも債務繰り延べ、IMF によるスタンプをどうするか等の議論がかなり難航している状況であった。サンロケダムは、当時の価格でも数百億円規模のプロジェクトであり、とてもインフラに資金を融資できる状況になかった。当時、実際に供与された円借款をみても、ほとんどが商品借款あるいは国際収支支援になるようなものが中心だった。プロジェクトもごく一部あるが、20~30 億円レベルのものだけである。恐らく当時のフィリピンの財政事情等のために、この案件に対しても円借款が供与されなかったのだろう。現在の円借款としてではなく、97 年にアンタイドローンとして供与されているのは、フィリピンの状況が変化していたことと、恐らくこのプロジェクトに事業採算性があるため ODA としてではなく商業ベースで行うという要請となったのではないか。その要請を受け、審査を経て出したのであり、環境上の問題は関係無い。つまり、ダブルスタンダードではないと考えているということだ。

先日行われたサンロケでの会合に関して様々な質問をいただいているが、実際の議論は一部現地語で行われていたため、まだ内容を正確に承知しているわけではない。ただ、反対派から不満が表明されていることは承知している。その不満をフィリピン政府が認識するという意味でよい機会であった。また、必要に応じてこのような機会を続けていくことについては両者の理解があったと思う。このような点は評価したい。

出席者の偏りの問題については、主催者であるフィリピン政府に直接正していただきたい。フィリピンからの資料を見ると、出席者の構成は、フィリピン政府関係者 18 名、いわゆるプロジェクト反対の立場の人が 18 名、イトゴン市の灌漑を必要とする農民で賛成の人が 20 名、マスコミが 36 名等々である。確かにどちらかといえば賛成者の方が多いかもしれない。しかし間接的に聞いている話では、事前に賛成側にも反対側にも出席要請をし、それを踏まえてそれぞれの代表から事前登録をしてもらったということだ。反対派 500 名程のデモ参加者は、事前登録されていなかったわけで、彼らを会議に入れなかったとしても、現実的な対応であり、やむを得ないのではないか。どの程度公正な参加者のもとに行なわれたかは私はコメントする立場にないが、少なくともフィリピン政府は以上のように言っている。今後コンサルテーションはあるので、もし本当にご不満があれば、フィリピン政府にきちんと伝えていただいた方が良くと思う。

砂金採取についての下流の人たちの権利を守るためには、事業の中止しかないというご意見があることは前から承知している。ただ、フィリピン政府によると、砂金採取ができなくなることで補償を求める人は事前に申し出るよう言ったということだ。その際に申し出て、きちんと証拠を揃えれば一定の補償を行うプロセスにのれた。しかし、それを締め切って以降に申し出る人たちが多かったという。現在申し出ている人のほとんどが締め切り後に文句を言っている人で、実際に砂金採集で生計を立てていたか疑わしい人たちだというのがフィリピン政府側の言い分である。どちらが正しいか検証の必要はある。いずれにしても、このような問題を含め、本日ここで様々な議論が出ているので、反対派の人々はこれをきちんと書面にし、証拠をそえて当事者である比政府と協議のテーブルにつき、共通の理解が得られるように進めていく必要がある。先日の会合はまさにそのための最初の全体会合だったと認識しているし、今後もそのような方向でフィリピン側に進めていただきたい。住民や NGO にもこのような形で議論を進めていただきたいと思っている。

融資決定を現地の理解が十分得られないままスタートしたとのご指摘については、少なくとも事業開始時点では直接影響を受ける人々は承諾していたと聞いている。現時点では明確に地方自治法に違反しているとは言えないため、今融資を停止すれば JBIC は融資契約 (L/A) 違反に問われるおそれがあると聞いている。

イトゴン市の 17 か条については比政府がマルチステイクホルダー・ミーティングでも説明したと聞いているが、現時点で全てが満たされているわけではないが、解決を目指して継続的に努力することを条件にエンドースしていくというのがフィリピン政府の認識である。我々は事業が終了するまでにはこうした条件が満たされることを期待している。

フィリピンはこのプロジェクトに関して二つの法律問題を抱えている。1 つは先住民族の権利法である。これは、プロジェクト決定後にできた法律なので、適用されず、違反はないと比政府は説明している。

もう 1 つの地方自治法との整合性についても、現時点では違反はないと比政府は説明している。現在、ディアス氏が持ってきたベンゲット州の「本プロジェクトに反対しない」という書面の法律的な扱いについて、JBIC は弁護士を通じて確認している。

電力供給が十分あるのではとの指摘について、フィリピンの電力施設全てがフル稼働すれば確かに需要に対して 100% を越える供給が可能となる。しかし、途上国ではメンテナンスも悪く、供給が実際に過剰となっていることはない。従って、サンロケダムの発電施設は意味がないとは言えないというのが、フィリピン政府の認識である。我々も JBIC もそのように認識している。

以上がコメントだが、我々はこのような協議のプロセスをきちんとやることが重要だと以前から考えている。一方的にダムに注水してしまい、ダムをとにかく完成させればよいということではない。ダムに実際に注水されてしまうと、後々に補償問題が解決できなくなる可能性があるため、そのような問題を解決するまでは注水しないよう JBIC がフィリピン政府に対し申し入れている。融資が後 1 割程残っており、フィリピン側から要請があった場合に JBIC が出さなければ L/A 違反になり、場合によっては JBIC が損害賠償要求される恐れがある。しかし、問題を解決すべく今関係者が話し合いをしており、解決する前にダムを完成させて、既成事業化することは望ましいやり方ではない。従って、フィリピンにそのような要請をしないよう JBIC が申し入れをしている。ただ、それに対しフィリピンがどのように答えるかは別問題で、そこまで日本政府が強制できるわけではない。

また、今回全体の印象として、直接ダムで影響を受ける人たち、補償を受ける対象となっている人たちは比較的项目に理解があり、ある意味早く進行してもらって、補償を早く欲しい人が多いと感じた。むしろ、直接影響がなく、補償対象となっていない人たちの中に、潜在的な影響を恐れて反対を主張している人が多い。後者にも言い分はあるが、論理的に納得できない主張をする人も多い。例えば、ダムより十数キロも上流の住民が、ダム建設によって土砂が堆積し、自分たちに影響が出ると言っている。ダムの高さよりも高いところの人たちがそのような影響を受けることは、論理的にはなかなか考えにくい。影響の範囲については、フィリピン政府が言っているわけではなく、第三者機関が影響評価をしている。それを上回る想定外の人たちが影響があるから補償しろと言ってくる。どこまでをステークホルダーとして考える必要があるか考えなくてはならない。お互い水掛け論を続けるのではなく、きちんと書面にし、どれだけ理にかなっており、どのように対応すべきかを具体的に詰める必要がある。

松本：

質問はフィリピンでの会合後でよいと開発金融課からおっしゃっていただいたので、質問が遅くなり申し訳ない。

法律論ではなく、本当の問題解決のための方法を探るために財務省が努力されていることはわかった。それはありがたいと思っている。

ただ根本的に理解が異なる点は、ダムによって影響を受け、補償を受ける人たちはダムに合意しており、それ以外の人たちは反対しているという点である。その認識は間違っていることははっきりと申し上げておきたい。抗議行動を行った反対派 500 名、新聞報道では 850 名となっているが、そのなかに移住世帯の人たちも含まれており、ダムが中止されなければ生活できないと言っている。実際、上流の 2 つのダムでも、ダム湖の上から 16 キロにわたって川の両側が全部堆積によって埋まってしまっている。現

在反対している人たちはダムの上流 8 キロのところで生活をしており、その方々が堆積の心配をすることは十分に叶っている。事業者側はそれを理解できないとおっしゃるかもしれないが、それは一方的な反対ではないと思う。

今回のコンサルテーションについて、議事録の作成、公開、フォローアップはされるのか。

MoF 山崎：

今回のコンサルテーションはあくまでフィリピン政府の主催であり、我々はオブザーバーであるため、フィリピン政府が考えることである。フォローアップは当然あるだろうが、議事録の公開については、参加者の合意がとれれば、それも考えられるだろう。

MoF 前川：

今週、サンロケ・パワー社（SRPC）がダル・フィリップに説明に行くとのことなので、そこで誤解がとければと思っている。ただ、ダル・フィリップはダム湖の堤防の頂点と同じくらいのところにあり、そこまで土砂がいくということはダムの堤防を土砂が越えてしまうことになるので、物理的にあり得ないのではないか。

松本：

SRPC の方は、ダム湖の底に土砂がどんどんたまっていくが、このダム湖は非常に大きいのでご心配なくとおっしゃっている。しかし、99 年 8 月に NGO が専門家に頼んで調査してもらったところ、堆積は必ずしも底にたまるわけではなく、25 年でダム湖が埋まってしまう可能性があると分析された。しかし、それについての説明は住民に対してはされてない。SRPC の方の話を鵜呑みにするのは危険ではないか。

MoF 山崎：

その問題を含め、将来的に可能性があるが現在はわからないものを、どのようにフィリピン政府が補償することが可能かどうかについて、きちんと詰めていく必要がある。

松本：

事業が終わるまでに問題解決をとおっしゃっているが、実際の工事自体はかなり終わっている。あとは貯水と試験的な操業をする段階である。イトゴンの 17 か条にもあるが、コンサルテーションは重ねてこられてきたものの、それを踏まえての行動計画は何も行われていない。これではコンサルテーションを行っても意味がない。99 年 1 月に 17 か条が出され、すでに 4 年たっている。これまで何も進んでいないにもかかわらず、融資は終わろうとしている。このままで問題解決ができると思えないと私たちが言うのもご理解いただけると思う。

MoF 山崎：

このプロジェクトはダムの完成だけが全てではなく、これに続く灌漑プロジェクトも一体をなすものである。黙って時間を経過させ、一方的に工事を進めるということにならないよう、今後ともステイクホルダーの協議を続けていくことが重要であり、そのことを様々な機会を通じて日本政府や JBIC から比政府に申し入れていることは繰り返し説明したとおり。だからこそ、いろいろプッシュして作業してもらっている。

( 8. その他

IDA 第 13 次増資、アフガン支援活動に対する財務省の方針についての報告が財務省から行われた。)

以上

( 記録：初鹿野、倉戸 )